別紙様式

基準日 令和6年7月1日現在

# 有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	ベストライフ東村山Ⅱ						
定員・室数	80 人 ・ 76 室						

# 有料老人ホームの類型・表示事項

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
類型	介護付(一般型)
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	選択方式
入居時の要件	混合型(自立含む)
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護(一般型)
居 室 区 分	定員1~2人(親族のみ対象)
介護に関わる職員体制	3:1以上

# 1 事業主体

	<u> </u>	$\sim$ $\perp$	ידין –								
						法人等	の種別		Ė	営利法	人
名	名称			称	フリカ゛ナ	リ カ ゛ ナ カフ゛シキカ゛イシャへ゛ストライフトウキョウ					
						名 称		株式会	会社ベスト	・ライ゛	フ東京
<del>}</del> +	トスコ	电系	× 71F (1	り所を	다 ##	〒 1	56-0054				
土. /	_ ⟨J =	<del>**</del> 15	5 DI V	ノ <i>[</i> フ] 1:	드프			東京都世田谷園	区桜丘四つ	↑目16	番9号
連			絡		先	電 話	番号		03-	5451-3	3530
圧			小口		ノレ	ファックス番号			03-5451-3531		
ホ	1	ム	~	_	ジ						
代	表	者	職	氏	名	役職名	代表取締	役	氏名	赤澤	優
設	立		年	月	目			令和1	年11月22	2日	
主	主な事業等				等		介護	付有料老人ホー	 ム運営・)	居宅介	護支援事業

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	所在地
<居宅サービス>	•		
訪問介護	2	ベストライフ西国立訪問介護事業所	立川市羽衣町1-19-31
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	32	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サーピス(看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
居宅介護支援	1	ベストライフ西国立居宅介護支援事業所	立川市羽衣町1-19-31
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション			
	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし なし		
介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護	なし なし 30	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1
介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与	なし なし 30 なし	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1
介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売	なし なし 30 なし なし	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1
介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売	なし なし 30 なし なし	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1
介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売	なし なし 30 なし なし	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1
介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売 <地域密着型介護予防サービス	なし 30 なし なし なし > なし	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1
介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売 <地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護	なし なし 30 なし なし >	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1
介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売 <地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	なし 30 なし なし なし > なし	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1
介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売 <地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防・規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援	なし 30 なし なし > なし なし >	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1
介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売 <地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援 <介護保険施設>	なし 30 なし なし > なし と なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1
介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売 <地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援 <介護保険施設 > 介護そ人福祉施設	なし 30 なし なし > なし なし なし なしし なしし なしし	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1
介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防特定福祉用具販売 <地域密着型介護予防サービス 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援 <介護保険施設>	なし 30 なし なし > なし と なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし なし	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1

### 2 事業所概要

2 事業所概要							
名	フリカ゛ナ			ベストライフヒガ	゛シムラヤマツー		
名	名称			ベストライン	フ東村山Ⅱ		
所 在 均	<b>⊤</b> 189-0	0022					
<i>D</i>   1 <u>T.</u>			東京都東	村山市野口町	丁 3-12-40		
連絡	電話番	: 号		042	2-390-782	1	
理 桁 ブ	ファックス	番号		042	2-390-7822	2	
ホームペーシ	なし	-					
介護保険事業所番号	-		第	1372702561	号		
管 理 者 職 氏 名	役職名 管理	里者		氏名	吉原 和	也	
事業開始年月日				令和2年	9月1	日	
届出年月日				令和2年	6 月 12	日	
届出上の開設年月日				令和2年	9月1	日	
性 字 坛 凯 】 民 孝 上 江 众 慧	新規指定年月	日(初回	回)	令和2年	9月1	日	
特定施設入居者生活介護	指定の有効期	間		令和8年	8 月 31	日まで	
介護予防	新規指定年月	1日(初回	回)	令和2年	9月1	日	
特定施設入居者生活介護	指定の有効期	間		令和8年	8 月 31	日 まで	
	①西武新宿紡	『東村山	」駅 西口				
	•徒歩16分(約						
事業所へのアクセス					川駅北口」	行 乗車	
	約2分「廻田				<b>51.040</b> →		
施設・設備等の状況	②西武西武園	一個 四 四 四	图]駅 用口	灰少13万(r	(1,040m)		
地段	権利形態		抵当村	を なし			
敷 地	-	3,754.02		隹 なし			
	権利形態	5,754.02 賃貸信		を なし			
					ホーム公	9 960 142	
	竣工日	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
   建 物	- 竣工口			地上	3 階	<u></u> 地下 0	階
	階数	. <u>地上 3 階 地下 0 階</u> うち有料老人ホーム分 地上 3 階 地下 0 階					
	構造 耐			物用途区分	_	ホーム、診療	
	併設施設等	なし	(		七八	い ム、砂原)	)
		約期間	▼☆1	9年2月1日	<u> </u>	令和9年1月3	<i>)</i> 1日
賃貸借契約の概要	<b>建物</b>	動更新	あり		$\frac{\sim}{2}$ 契約 $5$ 年毎	<b>17 / 10 7 十 1 月 3</b> .	ιΗ
		室数	α) ')	(公川百多)	文約5年世 面積		
	2階 1人	<u>主</u> 級	1	8.00 m <sup>2</sup>	<u></u>	18.00 m²	
   居 室		2		$9.96  ext{ m}$	~ .	$33.62 \text{ m}^2$	
<u></u> 泊	3階 1人	36			~ :	_	
					~ 		
	2人     階   定員	2 室数	2:	9.96 m <sup>2</sup>	~  面積	33.62 m²	
一 時 介 護 室	7日	工纵		m²	<ul><li>血恒</li><li>~</li></ul>	m²	
	便所		全室あり				
	洗面		全室あり				
居室内の設備等	浴室	借	なし 全室あり				
	電話回線		主室のり	( 設置各自	、料金負担	旦も各自	)
	テレビアンテ		全室あり	(設置各自		りと料金負担も	各自 )
							*
共 同 便 所	4 箇月		_L. %	<b>公抽</b>	(	男女共用 地球派 1	)
1	個浴:	2		谷槽: 1		機械浴: 1	-
共 同 浴 室	併設施設との	→ 田 Ⅱ	なし (				١

食堂	兼用 なし ( )
食 堂 【	併設施設との共用 なし ( )
その他の共用施設	あり (機能訓練室、洗濯室、健康管理室 )
エレベーター	あり 2 基
消 防 設 備	自動火災報知設備: あり 火災通報装置: あり スプリンクラー: あり
緊急呼出装置	居室: あり 便所: あり 浴室: あり 脱衣室: あり

<b>従業者に関する事項</b> 種別の従業者の人数及で	バその勤え	 務形態					
① 有料老人ホームの			の勤務形	<u></u> 熊			
		勤		<del></del>		常勤換算	
職種 実人数		非専従	専従	非専従	合計	人数	兼務状況等
管理者 (施設長)		1人			1人	0.5人	介護職員 兼務
生活相談員		2人			2人	1.0人	介護職員・計画作成担当者 兼
看護職員:直接雇用	3人		3人		6人	4.1.1	
看護職員:派遣						4.1人	
介護職員:直接雇用	12人	3人	13人		28人	1001	管理者•生活相談員
介護職員:派遣						18.0人	•事務員 兼務
機能訓練指導員	1人				1人	1.0人	
計画作成担当者		1人			1人	0.5人	生活相談員 兼務
栄養士				***	務委託		
調理員				<b>来</b> 年 来	務安武	i	
事務員		1人			1人	0.5人	介護職員 兼務
その他従業者							
② 1週間のうち、常	勤の従業	者が勤務で	すべき時	間数		32 時間	
③-1 介護職員の資	格				•		
次地延べ	常	勤	非'	常勤			
資格人数人数	専従	非専従	専従	非専従			
介護福祉士	1人	2人	7人				
実務者研修	1人						
介護職員初任者研修	4人		3人				
介護支援専門員							
たん吸引等研修 (不特定)							
たん吸引等研修 (特定)	6人	1人	1人		1 /		
資格なし			2人				
③-2 機能訓練指導	員の資格						
資格 延べ	常	勤	非'	常勤			
人数	専従	非専従	専従	非専従			
理学療法士							
作業療法士							
言語聴覚士							
看護師又は准看護師							
柔道整復師							
あん摩マッサージ指圧師	1人				] /		
はり師又はきゅう師							
③-3 管理者(施設	長)の資	格		•	介	護福祉士	
④ 夜勤·宿直体制							
配置職員数が最も少	ない時間	帯	19 時	00 分	~ <u>광</u>	7 時 00	分
上記時間帯の職員配	置数		介護職員	2 人	以上	看護職員	0 人以上

	⑤ 特定施設入居者生	活介護	の従業	者の人	数等			①と同	じのため記え	入省略	
	職種実人数		常勤			非常勤	J	合計	常勤換算	兼務状況	
	1	専領	#	⋷専従	専従	計	三専従		人数	邢 75	1/\ {)'L
	生活相談員										
	看護職員										
	介護職員										
	機能訓練指導員										
	計画作成担当者										
	⑤-1 介護職員の資	格					3	)-1と	同じのため	記入省略	
	資格 延べ		常勤		;	非常勤	J				
	人数	専領	#	■専従	専従	計	≡専従				
	介護福祉士										
	実務者研修										
	介護職員初任者研修										
	介護支援専門員										
	たん吸引等研修(不特定)										
	たん吸引等研修 (特定)							_			
	資格なし										
	⑤-2 機能訓練指導	算員の資	译格				3	)-2と	同じのため記	記入省略	
	資格 延べ		常勤			非常勤	J				
	人数	専領	#	専従	専従	計	≡専従				
	理学療法士										
	作業療法士										
	言語聴覚士										
	看護師又は准看護師										
	柔道整復師										
	あん摩マッサージ指圧師							/			
	はり師又はきゅう師										
	⑤-3 看護職員及び								(	2.4	人
従	業者の職種別・勤続年										
	勤続 職種		職員		職員		目談員		訓練指導員		<b>戈担当者</b>
	午级		非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤		常勤	非常勤
	1年未満	1人		7人	9人			1人			
	1年以上3年未満	1人	1人	2人							
	3年以上5年未満			2人							
	5年以上10年未満	1人	2人	1人	4人	1人				1人	
	10年以上			3人		1人					
	合計	3人	3人	15人	13人	2人	0人	1人	0人	1人	0人

### 4 サービスの内容

サービスの内容			
供するサービス			
食事の提供サー	・ビス		あり ( 委託
食事介助サービ	`ス		あり
入浴介助サービ	゛ス		あり
排せつ介助サー	・ビス		あり
口腔衛生管理サ	ービス	· ·	あり
			事援助サービス あり
相談対応サービ			<b>b</b> 9
健康管理サービ		がは かんな はん	
服薬管理サービ		- \\	あり
金銭管理サービ			なし
		1. 加井	
定期的な安否確認の方法	介護職	銭員による	(各居室、室内トイレ、共用トイレ、脱衣室、浴室)、 安否確認を実施(食事時等必要に応じて)
Mark allele		で可能な でのケア	胃ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン
施設で対応で きる医療的ケ	応	相談	鼻腔栄養、IVH、がん末期、人工透析、気管切開
アの内容		不可	
			っては対応できない場合もあります。
	※施設	どの看護師	により、上記医療的ケアを提供します。
医療機関との連	携・協	·····································	
		名称	社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 所沢美原総合病院
		所在地	埼玉県所沢市美原2-2934-3(約8.5km/車で約24分)
		急変時の	相談対応 あり 事業者の求めに応じた診療 あり
協力医療機関	岁(1)	協力の内容	(診療科目) 内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、外科、整形外科、 形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、消化器外科、循環器外科、 心臓血管外科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔 (協力内容) 外来受診、入院等緊急時対応
		名称	特別医療法人社団 愛有会 久米川病院
		所在地	東京都東村山市萩山町3-3-10(約3.7km/車で約11分)
		急変時の	
協力医療機関(2)		協力の内容	(診療科目) 内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病内科、内分泌内科、 代謝内科、内視鏡内科、外科、呼吸器外科、乳腺外科、
		名称	医療法人社団 長伸会 さつきクリニック
		所在地	東京都東村山市野口町3-12-40 (施設隣接)
		急変時の	
協力医療機関(3)		協力の内容	(診療科目)
		名称	医療法人社団正聖会 聖和歯科クリニック
		<u></u> 所在地	東京都昭島市昭和町5-10-16森高ビル3F(約15.1km/車で約33分
		急変時の	
協力歯科医療機関		協力の内容	(診療科目)

	介	護保険加算サービス	· 等		
		個別機能訓練加算			なし
		夜間看護体制加算			あり(Ⅱ)
		看取り介護加算			あり(I)
		協力医療機関連携力	加算		あり
		認知症専門ケア加算	 算		なし
		サービス提供体制的	<b>強化加算</b>		あり( <b>Ⅲ</b> )
		介護職員等処遇改善	善		あり(II)
		入居継続支援加算			なし
		テクノロジーの導え	入(入居継続	支援加算関係)	なし
		生活機能向上連携力	加算		あり( <b>Ⅱ</b> )
		若年性認知症入居	者受入加算		あり
		ADL維持等加算			あり
		科学的介護推進体制	制加算		あり
		高齢者施設等感染	対策向上加算		なし
		生産性向上推進体質	制加算		なし
		口腔・栄養スクリー	ーニング加算		あり
		退院・退所時連携が	<b>加算</b>		あり
		退去時情報提供加算	<b>第</b>		あり
		人員配置が手厚いた	介護サービス	の実施	なし
		短期利用特定施設	入居者生活介	護の算定	不可
	利	用者の個別的な選択	!によるサー1	ビス提供	あり
	運	営懇談会の開催			あり (年 2 回予定)
		入居者の人数が少ない	などのため実施	しない場合の代替措置	
	自	費によるショートス	テイ事業		なし
入	居に	こ当たっての留意事	項		
			年齢	概ね60歳以上	
			要介護度	自立~要介護5	
	入	居の条件	医療的ケア	胃ろう、在宅酸素、バ	バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン
			認知症	可	
			その他	共同生活を円滑に過こ	ざせる方
		ず元50文人寺の余 利用料等の支払いについて入居者 ★ ★ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※			ぞれ一名定めて頂きます。身元引受人は と連帯して責任を負うことになります。 入居者を引き取ることになります。
			利用期間	3泊4日から7泊8日	
	体	験入居	利用料金	1泊2日税別10,400円 宿泊費・食費・介護サ	(税込11,440円) - ービス費・共用施設利用料として
			その他	介護保険は適用外とな	
	入い	院時の契約の取扱		をは継続されます。 こついては月額利用料素	表のとおり

#### やむを得ず身体拘束 を行う場合の 手続

入居契約書第7条四号により、介護サービスの提供に当たっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の3つの要件についてそれぞれ検討のうえ、その経過及び結果を記録するとともに、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。実施に当たっては、身体拘束に関する態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、利用者本人、身元引受人及び監督官庁の求めにより閲覧に応じます。また、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除することとします。

#### (事業者からの契約解除)※入居契約書第28条より

事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約を これ以上将来にわたって維持することが社会通念上困難と認められる場合に、 本契約を解除することがあります。

- 一 入居契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した時
- 二 月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、2ヶ月以上遅滞する時
- 三 入居契約書第20条(禁止又は制限される行為)の規定に違反した時
- 四 入居者の行動が、本人又は他の入居者又は事業者の役員及び職員の生命 又は健康に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法 ではこれを防止することができない時
- 五 四の原因が認知症等、特別の身体状況によるものであり、環境が整えば継続的に施設介護が可能であると判断出来た場合には身元引受人と相談の上、認知症受け入れ可能な施設へ移動できる場合がある
- 六 建物及びその付帯設備を故意又は重大な過失により破損、滅失せしめた時
- 七 入居者又はその家族・身元引受人・返還金受取人等関係者による、事業者の 役員及び職員や他の入居者等に対するハラスメントにより、入居者との信頼 関係が著しく害され事業の継続に重大な支障が及んだ時
- 2 前項の規定のうち、第一号から第五号に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各号の手続きによって行います。
- 一 本条第1項第一、三、四、五号によって契約を解除する場合には、契約解除の 通告について90日の予告期間をおく
- 二 本条第1項第二号(料金支払いの遅滞)によって契約を解除する場合には、 契約解除の通告について90日の予告期間をおく
- 三 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける
- 四 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、 移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保 について協力する
- 3 本条第1項第四号によって契約を解除する場合には、事業者は前項に加えて 次の各号の手続きを行います。
- 一 医師の意見を聴く
- 二 一定の観察期間をおく

#### (入居者からの解約)

入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に書面による解約の申し入れを行う ことにより、本契約を解除することが出来ます。

- 2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が 入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約 は解約されたものと推定します。
- 3 契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に、事業者は前払金の返還を 行うものとします。
- 4 契約解除の申し出による退去で、申し出月の退去または申し出月翌月の退去 の際の賃料、管理費、業務委託費は月の途中退去等に関わらず1ヶ月分を いただきます。
- 5 予告期間のない契約解除の場合、申し出月以後1ヶ月分の賃料、管理費、 業務委託費をいただきます。

#### 事業者からの 契約解除

要介證	<b>護時における居室の</b>	住み替えに関する事項
_	時介護室への移動	なし
	判断基準・手続	なし
	利用料金の変更	なし
	前払金の調整	なし
	従前居室との仕様 の変更	なし
そ	の他の居室への移動	あり
	判断基準・手続	認知症等、特別な身体状況により、その居室にて介護が不可能になったと事業者が判断した場合、当施設内で専用居室を移動していただくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聴いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。この際、追加費用は発生しません。 但し、入居者及び身元引受人からの申し出の場合、理由の如何に関わらず、入居されていた居室の解約手続きを行った上で、新たな居室の入居手続きを行う必要があります。この際、別途費用が発生します。
	利用料金の変更	あり
	前払金の調整	なし
	従前居室との仕様 の変更	あり
提	携ホーム等への転居	ま あり
	判断基準・手続	入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、 居室が空いていれば可能です。但し、退去の手続きを行った上で、新たに 移動先施設の入居契約手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が 別途に必要となります。また、移動前の施設の返還金の返還は、退去手続 きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。 認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社 の運営する他施設へ移動していただくことがあります。この場合、一定の 観察期間を設け、医師の意見を聴いた上で、入居者本人及び身元引受人、 それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。この時、新たな前払金 は発生しませんが、月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え 先のものが適用されます。
	利用料金の変更	あり (移動先の施設により変更)
	前払金の調整	なし
	従前居室との仕様 の変更	あり (移動先の施設により変更)

苦情対応窓口								
窓口の名称1	ベストライフ東村山Ⅱ 管理者							
電話番号	042-390-7821							
対応時間	9:00 ~ 18:00 ( 月曜日から日曜日 )							
窓口の名称 2	株式会社ベストライフ東京							
電話番号	03-5451-3530							
対応時間	9:00 ~ 18:00 ( 土、日、祝祭日除く )							
窓口の名称3	株式会社ベストライフ 生活相談室							
電話番号	03-5908-2020							
対応時間	9:30 ~ 18:30 ( 土、日、祝祭日除く )							
窓口の名称4	東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口専用							
電話番号	03-6238-0177(直通)							
対応時間	9:00 ~ 17:00 ( 土、日、祝祭日除く )							
賠償責任保険の加入	あり 保険の名称: 介護福祉事業者向け賠償責任保険 (損害保険ジャパン株式会社)							
利用者等の意見を把握す	可用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等							
アンケート調査、意見	B箱等利用者の意見等を把握する取組 あり							
東京都福祉サービス第	写三者評価の実施 なし 結果の公表 なし							
その他機関による第三	E者評価の実施 なし 結果の公表 なし							

# 5 入居者

Λ.											
21	護度別•年齢別入居者数	平均年齢: 88.1		歳 入居者数合計:			計:	66 人			
	年齢 介護度	自立	要支援1	要支援2	要介護	要介	護2 勇	更介護3	要介護4	要介護5	
	65歳未満								1人		
	65歳以上75歳未満				1人						
	75歳以上85歳未満	1人	2人	1人	3人	3)	人	1人	2人		
	85歳以上	1人	4人	6人	11人	9)	人	5人	11人	4人	
	合計	2人	6人	7人	15人	12,	人	6人	14人	4人	
入	居継続期間別入居者数										
	入居期間		5月未満 6月以上 1年以 1年未満 5年未			5年以上 10年以 0年未満 15年末			上 合計		
	入居者数	20 <i>)</i>	14)	19)	<b>\</b> 9,	人	4人	0人	. (	36人	
男	女別入居者数	男性: 23 人		女性: 43 人		人					
入	居率(一時的に不在となっ	っている者を含む。)			82 % (定員に対す			こ対する	入居者数	)	
直	近1年間に退去した者の人	数と野	里由								
	理由	人数			理由				人数		
	自宅・家族同居				その他の福祉施設・高齢者住宅 等へ転居			住宅	5人		
	介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)へ転居			5人	医療機関	への入院			7人		
	介護老人保健施設へ転居			4人 死亡					13人		
	介護療養型医療施設へ転居			3人	その他				0人		
	他の有料老人ホームへ転居		_	1人	退	去者数	:合計		38人		

### 6 利用料金

6	6 利用料金											
入	居準備費用	なし	/	円								
	明内細訳											
	支払日・支払方	法										
	解約時の返還											
敷	金	なし	/									
	金額 円 ※退去時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返還する。											
家	家賃及びサービスの対価											
							(内訳)					
	プランの名	称	前払金	月額利用料	家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費			
	Aタイプ プラ	ンa	0円	税別179,830円 税込186,350円	103,330円 (非課税)	税別20,000円 税込22,000円		税別56,500円 税込61,020円	別途			
	Aタイプ プラ	ンb	200万円	税別156,500円 税込163,020円	80,000円 (非課税)	税別20,000円 税込22,000円		税別56,500円 税込61,020円	別途			
	Bタイプ プラ (1名入居)		0円	税別274,420円 税込280,940円	197,920円 (非課税)	税別20,000円 税込22,000円		税別56,500円 税込61,020円	別途			
	Bタイプ プラ (1名入居)		400万円	税別227,750円 税込234,270円	151,250円 (非課税)	税別20,000円 税込22,000円		税別56,500円 税込61,020円	別途			
	Bタイプ プラ (2名入居)		0円	税別350,920円 税込363,960円	197,920円 (非課税)	税別40,000円 税込44,000円		税別113,000円 税込122,040円				
	Bタイプ プラ (2名入居)	-	400万円	税別304,250円 税込317,290円	151,250円 (非課税)	税別40,000円 税込44,000円		税別113,000円 税込122,040円	別途			

	ı	
		前払金:専用居室・共用施設の家賃相当額の一部
		Aタイプ プラン $b$ 月額単価 $(103,330$ 円 $-80,000$ 円 $)$ ×想定居住期間 $(60$ ヶ月 $)$ + (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 $%$ )により算出 $B$ タイプ プラン $d$ 月額単価 $(197,920$ 円 $-151,250$ 円 $)$ ×想定居住期間 $(60$ ヶ月 $)$ + (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 $%$ )により算出
		(月額単価の説明)
		当該施設の設備に要した費用、管理事務費、地代に相当する額等を基礎とし、近傍同種の受 託家賃から算定される額として月額家賃相当額を設定
		(想定居住期間の説明)
		当社運営施設の平均入居期間 5年の実日数(うるう年毎に1日加算します。)
	前払金	・(公社)全国有料老人ホーム協会入居者基金約4万人データより
	11.1 12. 32.	(男女比率3:7、入居時(男性)81歳、(女性)84歳、想定入居期間7年)
		· 当社実績値(男女比率3:7、男性入居時年齢81.3歳、平均入居期間3.8年、女性入居時年齢84.2歳、平均入居期間4.9年、男女混合平均入居期間4.6年)
		上記値を踏まえ想定居住期間を5年の実日数と設定
各		※前払金には想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額が含まれています。
料金		Aタイプ プランb 200万円=前払金140万円+想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備
の		えて受領する額60万円 Bタイプ プランd 400万円=前払金280万円+想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備
内訳		えて受領する額120万円
•		(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額の説明)
明細		当社既存施設運営実績より、前払金合計金額の30%相当額と算定
<b></b>	家賃	賃料:近隣家賃及び立地条件を勘案し算定
	管理費	管理部門に関わる経費及び共用施設・設備の維持管理費
	介護費用	生活サポート費 月額税別20,000円(税込22,000円) (自立の方、要介護認定を受けていない方で希望される場合のみ) 生活サポートの主な内容:居室清掃、洗濯等
		※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
		朝食 円・昼食 円・夕食 円 間食 円
		1日当たり 税別850円(税込918円) × 30日で積算
	食費	業務委託費 税別31,000円 (税込33,480円) など
	<b>以</b> 员	※食費の消費税は、8%となります(軽減税率適用)。 (食事をキャンセルする場合の取扱いについて)
		※1日三食ともお召し上がりにならない場合に限り1日分の食材費は発生致しません。 尚、食事を召し上がらない場合は2日前までに事務員に申し出て下さい。
	光熱水費	専用居室内の光熱水費は別途実費負担(個別メーターによる)
角	豆期利用	1日当たり 円 利用料の 算出方法

前	前払金の取扱い								
	支払日・ 支払方法	入居前一括納入							
	償却開始日	入居日の翌日							
	返還対象とし	あり 前払金の30%							
	ない額	位置づけ							
		返還金=前払金×70%÷(想定居住期間の日数)×(想定居住期間-入居期間)							
	契約終了時の 返還金の算定 方式	※想定入居期間は5年間の実日数とします(うるう年毎に1日加算します)。 ※退去による前払金の返還は、契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末 に返還とします。 ※契約を解除し退去した時点で返還金算定式により返還金が算定されます。							
		期間:3ヶ月 起算日:入居した翌日							
	短期解約(死 亡退去含む) の返還金の算 定方式	プランb、dは、入居日の翌日から起算して三月以内に契約解除の申し出があった場合(死亡退去を含む)、前払金から、(前払金×70%の1ヶ月相当額を30で除した額)×(入居日から契約終了日までの日数)に相当する額を控除した額を返還します。又、既に受領済みの月額利用料は入居日(未入居の場合は入居予定日)から契約終了日(居室明け渡し日)までの利用料を控除した額を返還します。介護保険1~3割負担金額は利用日分の日割計算となります。契約解除の申し出は、書面によるものとします。退去による前払金の返還は、契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に返還とします。							
	返還期限	契約終了日から 3ヶ日以内							
	保全措置	前払金保全措置は、株式会社ベストライフ東京を委託者、株式会社山田エスクロー信託を受託者、目的施設入居者を受あり 保全先: 益者とする信託保全契約を締結しています。この信託契約により保全金額に相当する部分が保全されます(プランa、cは非該当となります)。							
	その他留意事 項	未入居のまま解約された場合、入居予定日の翌日が前払金償却の起算日となります。							
月:	額利用料の取扱	V							
	支払日・ 支払方法	毎月27日までに次月分を納入(入居者宛に費用項目と明細をつけて毎月中旬に請求し、銀行口座から自動引落します)。 施設はこれに基づき銀行口座から自動引落します(または、指定口座の振込も可)。							
	その他留意事 項	行事費 月額1,000円 使途:レクリエーション費用等の一部として(係る費用の積立金含む) ※上記、各費用(行事費、生活サポート費)は三月以内の契約解除の場合でも 返還されません。 ※管理費、食費、生活サポート費に消費税が課税されます。							

#### 介護保険サービスの自己負担額

※要介護度に応じて利用料の1割(一定以上所得の場合2~3割)を負担する。

単	14	Д
-	<u>.,</u>	

介護度	介護報酬	自己負担額				
要支援1	58,633	5,864				
要支援2	100,285	10,029				
要介護 1	173,656	17,366				
要介護 2	195,123	19,513				
要介護3	217,551	21,756				
要介護4	238,377	23,838				
要介護 5	260,485	26,049				

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	なし	
夜間看護体制加算	あり(Ⅱ)	要介護のみ
看取り介護加算	あり(I)	対象者のみ
協力医療機関連携加算	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	あり(Ⅲ)	
入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	あり(Ⅱ)	
若年性認知症入居者受入加算	あり	対象者のみ
ADL維持等加算	あり	
科学的介護推進体制加算	あり	
高齢者施設等感染対策向上加算	なし	
生産性向上推進体制加算	なし	
口腔・栄養スクリーニング加算	あり	対象者のみ
退院・退所時連携加算	あり	対象者のみ
退去時情報提供加算	あり	対象者のみ
介護職員等処遇改善加算	あり(Ⅱ)	

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料 一部有料(サービスごとの料金は一覧表のとおり) 料金改定の手続

人件費、物価の変動等に基づき、入居者及び身元引受人の意見を聴いて改定します。

### 【料金プランの一例】

# 最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

n	『ランの名称		Aタイプ プランb	
				単位:円
	入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
			200万円	税別156,500円 税込163,020円
	※利用者の個別的な選択	による生活支援サービス	、利用料及び介護保険サービス <i>の</i>	自己負担額は含まない。

# 7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に公開	
管 理 規 程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	入居希望者に公開	
事業収支計画書	入居希望者に公開	その他開示情報	なし	

添付書類: 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

月額利用料表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目 について説明を受け、理解しました。					説明年月日 令和 年 月 説明者職・氏名	日
	令和	年	月	日	職	
署名				印_	氏名	<u> </u>

# 介護サービス等の一覧表

	(自	<b>ノ 映</b> (立)	(要	- ハ <del>オ</del> 支援、要介護 I ^		元 X 	(要介護Ⅲ~V)	
介護を行う場所	専用介護居室		専用介護居室			専用介護居室		
	月額利用料に含むサービス	その都度徴収す るサービス		月額利用料に含 むサービス	その都度徴収す るサービス	介護保険給付に 含むサービス	月額利用料に含 むサービス	その都度徴収す るサービス
介護サービス	むりーレス	るリーレス	古むり一にス	むりーレス	るりーレス	古むり一に入	むりーレス	るリーレス
〇巡回		<u>-</u>					<u> </u>	<u>-</u>
・昼間 9時~17時	-	-	必要に応じて	-	-	必要に応じて	-	-
<ul><li>夜間 ~</li></ul>	必要に応じて		必要に応じて	-		必要に応じて	_	-
○食事介助	_	-	食事の都度一部介 助	-	-	食事の都度全面介 助	-	-
○排泄								-
・排泄介助	-	_	トイレでの排泄の 都度一部介助	-	-	毎日4回及び随時 全面介助	-	-
・おむつ交換	-	-	就寝時装着し、起 床時着脱及び随時 対応	-	-	就寝時装着し、起 床時着脱及び随時 対応	_	-
・おむつ代 ○入浴	_	実費	_	_	実費	_	_	実費
・清拭	-	_	体調不良により入 浴できない場合	_	-	体調不良により入 浴できない場合	-	_
• 一般浴介助	_	-	週2回入浴時介助	-	-	週2回入浴時介助	-	-
• 特裕介助	_	-	週2回入浴時介助	_	-	週2回入浴時介助	_	-
○身辺介助								
・体位交換	-	-	-	-	-	毎日4回及び随時 おむつ交換	-	-
・移乗、移動介助	-	_	杖又は歩行器で移 動を介助	-	-	車椅子での移動を 介助	-	-
・衣類の着脱	_	-	毎日朝・夜及び必 要時に一部介助	-	-	毎日朝・夜及び必 要時に全面介助	-	-
・整姿整容	_	-	毎日朝・夜及び入 浴時に一部介助	-	-	毎日朝・夜及び入 浴時に全面介助	-	-
○□腔衛生管理	-	-	口腔状況に応じた 一部介助	-	-	口腔状況に応じた 一部介助	-	-
○機能訓練	-	-	身体状況に応じた 訓練	-	-	身体状況に応じた 訓練	-	-
○通院の介助					<b>}</b>		<b>.</b>	<b>6</b>
• 協力医療機関	適宜	_	適宜	-	-	適宜	-	-
• 協力医療機関以外	_	同行(送迎)、付き 添い介助 ※(実費)	_	-	同行(送迎)、付き 添い介助 ※(実費)	_	-	同行(送迎)、付き 添い介助 ※(実費)
○付き添い		協力外医療機関へ の同行(送迎)、付 き添い介助 ※(実費)	_		協力外医療機関へ の同行(送迎)、付 き添い介助 ※(実費)	_	•	協力外医療機関へ の同行(送迎)、付 き添い介助 ※(実費)
○緊急時対応								
・オンコール	*24時間対応 (1日4回)	-	*24時間対応 (1日4回)	_	-	*24時間対応 (1日4回)	_	_
生活サービス								
○家事	-/L2⊞1 □		3⊞ a [c]			æ = E⊐		
<ul><li>・居室清掃</li><li>・洗濯</li></ul>	☆週1回 ☆週2回		週1回 週2回	_	_	週1回 週2回	_	_
<ul><li>・リネン交換</li></ul>	☆週1回	<u>i</u>	週1回	_		週1回	_	
○配膳・下膳	状態により食事の 都度	•	状態により食事の 都度		-	状態により食事の 都度		-
<ul><li>入居者の嗜好に 応じた特別な食事</li></ul>	治療食の提供 (看護師、医師の 指示による)	-	_	治療食の提供 (看護師、医師の 指示による)	-	_	治療食の提供 (看護師、医師の 指示による)	-
・おやつ	-	-	-	-	-	-	-	-
○理美容 ○代行	_	実費	_	_	実費	_	_	実費
•買物	☆月2回	_	月2回	_	-	月2回	-	-
(通常の利用区域) ・買物 (上記以外の区域)	_	_	_	-	-	_	-	-
<ul><li>・役所手続き</li></ul>	_	_	_	-	-	_	-	-
・金銭・貯金管理	_	_	_	_	_	_	_	_
○生活相談	生活相談員により 随時	-	生活相談員により 随時	-	<u> </u>	生活相談員により 随時	-	-

# 介護サービス等の一覧表

(自立)			(要	支援、要介護 I 〜	-Ⅱ)	(要介護Ⅲ~Ⅴ)			
介護を行う場所	専用介	護居室		専用介護居室		専用介護居室			
	月額利用料に含 むサービス	その都度徴収す るサービス	介護保険給付に 含むサービス		その都度徴収す るサービス			その都度徴収す るサービス	
健康管理サービス									
•健康診断	-	年2回 (健康診断料は実費)	-	-	年2回 (健康診断料は実費)	-	-	年2回 (健康診断料は実費)	
• 健康相談	看護師による相談	医師による相談 (往診時、実費)	看護師による相談	_	医師による相談 (往診時、実費)	看護師による相談	_	医師による相談 (往診時、実費)	
• 生活指導、 栄養指導	看護師による指導	-	看護師による指導	_	_	看護師による指導	_	_	
・医師の往診	_	医療保険制度で支 給される以外の費 用は入居者負担	_		医療保険制度で支 給される以外の費 用は入居者負担	_	_	医療保険制度で支 給される以外の費 用は入居者負担	
<ul><li>生活リズムの記録 (排便・睡眠等)</li></ul>	_	_	身体記録表への 記録	_	_	身体記録表への 記録	_	_	
入退院時、入院中の サービス									
•医療費	_	医療保険制度で支 給される以外の費 用は入居者負担	-	_	医療保険制度で支 給される以外の費 用は入居者負担	_	_	医療保険制度で支 給される以外の費 用は入居者負担	
・移送サービス	協力医療機関への 同行(送迎)	き添い介助	協力医療機関への 同行(送迎)		協力外医療機関へ の同行(送迎)、付 き添い介助	協力医療機関への 同行(送迎)	-	協力外医療機関へ の同行(送迎)、付 き添い介助	
・入退院時の同行 (協力医療機関)	適宜	※(実費) 一	適宜	_	※(実費) 一	適宜 一		※(実費) —	
・入退院時の同行 (協力医療機関以外)	_	同行(送迎)、付き添 い介助 (実費)	_		同行(送迎)、付き添 い介助 (実費)	_	_	同行(送迎)、付き添 い介助 (実費)	
・入院中の洗濯物 交換、買物	_	_	_	_	_	_	_	_	
<ul><li>・入院中の見舞い訪問</li></ul>	適時	_	適時	_	_	適時	_	_	
その他のサービス									
・駅への送迎	_	—	_	_	_	_	_	_	

<sup>※</sup>実際のサービスは、ご利用者の希望に基づき、計画作成担当者が作成した特定施設サービス計画によって行います。 上記の表はあくまでもサービスの項目であり、実際にどのような介護をどの程度ご利用になるかは、計画作成担当者と相談の うえ、決定してください。 ※上記の表に記載する以外の追加料金の発生はありません。 ※介護保険給付サービスの料金は、厚生労働省の定めた告示によります。 ※☆印は別途生活サポートをご利用になった場合に提供されるサービスです。

<sup>\*</sup>オンコール対応1日4回は目安です。状況により適時対応いたします。

#### 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

Г	指針項目		該	当に	.0		備考	
安	安定的・継続的な居住の確保のための項目							
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵 当権が設定されていないか。	適合		٠		不適合		
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	適合		不適合		非該当		
絜	急時の安全確保のための項目							
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築 基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されて いるか。	適合				不適合		
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適合		•		不適合		
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	適合		•		不適合		
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施 しているか。	適合	•	不適合		非該当		
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合		•		不適合		
入	居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目							
8	各居室は界壁により区分されているか。	適合				不適合		
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	適合				不適合		
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親 等以内の親族を対象)であるか。	適合				不適合		
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供しているか。	○ 適合		•		不適合		
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を 作成することが決められているか。	適合		•		不適合		
入	居者の財産を保全するための項目							
13	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	適合	•	不適合	•	非該当	前払金保全措置は、株式会社ベストライフ東京を 委託者、株式会社山田エスクロー信託を受託者、 目的施設入居者を受益者とする信託保全契約を 締結しています。この信託契約により保全金額に 相当する部分が保全されます(プランa、cは非該 当となります)。	
14	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合	•	〇不適合	•	非該当	初期償却率: 30%(プランb、d) 初期償却率0の月払い方式(プランa、c)も用意しています。	
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む) の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除 く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合		不適合	•	非該当		

- ※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。

# 月額利用料表

① 通常、お支払い頂く月額利用料は下記の通りです。

Aタイプ (プラン a) (単位:月)									
要介護認定等	賃料	管理費	食 費 (30日の場合)	合 計 (30日の場合)	介護保険1~3割負担金額				
自立~要介護 5	103,330 円	20,000 円 消費税別	56,500 円 消費税別	179,830 円 消費税別	要介護認定に応じ、別途、				
	(非課税)	22,000 円 消費税込	61,020 円 消費税込	186,350 円 消費税込	費用が発生します。				
Aタイプ(プラン	b)				(単位:月)				
要介護認定等	賃料	管理費	食 費 (30日の場合)	合 計 (30日の場合)	介護保険1~3割負担金額				
自立~要介護 5	80,000 円	20,000 円 消費税別	56,500 円 消費税別	156,500 円 消費税別	要介護認定に応じ、別途、				
	(非課税)	22,000 円 消費税込	61,020 円 消費税込	163,020 円 消費税込	費用が発生します。				
Bタイプ(プラン c 1名入居) (単									
要介護認定等	賃料	管理費	食 費 (30日の場合)	合 計 (30日の場合)	介護保険1~3割負担金額				
自立~要介護 5	197,920 円	20,000 円 消費税別	56,500 円 消費税別	274,420 円 消費税別	要介護認定に応じ、別途、				
	(非課税)	22,000 円 消費税込	61,020 円 消費税込	280,940 円 消費税込	費用が発生します。				
Bタイプ(プラン	d 1名入居)				(単位:月)				
要介護認定等	賃料	管理費	食 費 (30日の場合)	合 計 (30日の場合)	介護保険1~3割負担金額				
自立~要介護 5	151,250 円	20,000 円 消費税別	56,500 円 消費税別	227,750 円 消費税別	要介護認定に応じ、別途、				
	(非課税)	22,000 円 消費税込	61,020 円 消費税込	234,270 円 消費税込	費用が発生します。				
Bタイプ(プラン	c 2名入居)				(単位:月)				
要介護認定等	賃料	管理費	食 費 (30日の場合)	合 計 (30日の場合)	介護保険1~3割負担金額				
自立~要介護 5	197,920 円	40,000 円 消費税別	113,000 円 消費税別	350,920 円 消費税別	要介護認定に応じ、別途、				
	(非課税)	44,000 円 消費税込	122,040 円 消費税込	363,960 円 消費税込	費用が発生します。				
Bタイプ(プラン	d 2名人居)	1			(単位:月)				
要介護認定等	賃料	管理費	食 費 (30日の場合)	合 計 (30日の場合)	介護保険1~3割負担金額				
自立~要介護 5	151,250 円	40,000 円 消費税別	113,000 円 消費税別	304,250 円 消費税別	要介護認定に応じ、別途、				
日立一女月段3	(非課税)	44,000 円 消費税込	122,040 円 消費税込	317,290 円 消費税込	費用が発生します。				
※一人当たりの食費内訳(30日計算)									
項目	業務委託費	食材費 (1日3食)	合 計 (30日の場合)						
金額	31,000 円 消費税別	850 円 消費税別	56,500 円 消費税別						
	33,480 円 消費税込	918 円 消費税込	61,020 円 消費税込						
※合弗の沿弗沿に	- 00/ 1. <del>1.</del> 10 <del>1.</del> 1	→ / mx、元式10 寸点 '密	HH \						

<sup>※</sup>食費の消費税は、8%となります(軽減税率適用)。

税別850円(税込918円)×喫食日数を当月分の食材費として頂戴します。

<sup>※</sup>業務委託費は欠食の有無に関わらず、月額税別31,000円(税込33,480円)となります。

<sup>※</sup>食材費は1日三食税別850円(税込918円)となります。

<sup>※1</sup>日三食ともお召し上がりにならない場合に限り1日分の食材費は発生致しません。

<sup>※</sup>食事を召し上がらない場合は2日前までに事務員に申し出て下さい。

#### ② その他

- ※自立の方、要介護認定を受けていない方で生活サポート(居室清掃、洗濯等)を希望される場合、 別途月額税別20,000円(税込22,000円)で生活サポートをさせていただきます。
  - 尚、1ヶ月間(1日~31日迄の1ヶ月単位)生活サポートをご利用にならなかった場合、生活サポート費はいただきません。それ以外の場合にはご利用になった日数・回数に関係なく1ヶ月分の生活サポート費をいただきます。
- ※月額利用料は、入居予定日以前に入居された場合、賃料、管理費、食費は入居日より発生し、入居日起算の日割計算となります。又、入居予定日以降に入居された場合は、入居予定日起算の日割計算となります。 尚、未入居のまま解約された場合には、賃料、管理費、食費は入居予定日起算の日割計算となります。
- ※消費税は、管理費、食費、生活サポート費に課税されます。
- ※介護保険1~3割負担金額、医療費、電気水道代、電話設置費用、電話代、日用品、おむつ等の介護用品の費用 は別途負担となります。
- ※介護保険1~3割負担金額は1ヶ月30日としての計算例です。
- ※「ベストライフ東村山Ⅱ」は東京都指定介護保険特定施設です。介護保険1~3割負担金額は下記の通りです。 (参考) (単位:円)

要介護認定	介護保険(総額)	介護保険負担金額(30日計算)			
安月段応足	(30日計算)	1割負担	2割負担	3割負担	
要支援 1	58,633	5,864	11,727	17,590	
要支援 2	100,285	10,029	20,057	30,086	
要介護 1	173,656	17,366	34,732	52,097	
要介護 2	195,123	19,513	39,025	58,537	
要介護 3	217,551	21,756	43,511	65,266	
要介護 4	238,377	23,838	47,676	71,514	
要介護 5	260,485	26,049	52,097	78,146	

※人件費、物価の変動等に基づき、入居者及び身元引受人の意見を聴いて改定します。

※レクリエーション費等として、行事費をいただきます。 (月額1,000円)